

岩手県保健医療計画の作成

資料 5-1

1 計画年度

令和6年度-令和11年度(2024-2029年)

2 検討事項

(1) 在宅医療圏の設定

在宅医療の提供体制に求められる 4 つの医療機能（退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）を明確にして設定。（現在は二次医療圏単位で設定）

(2) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

(3) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

各圏域内に少なくとも 1 つは位置付け



岩手県保健医療計画の作成

3 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- 在宅医療の提供体制に求められる4つの医療機能（退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）の整備に向けて、**自ら24時間対応体制の在宅医療を提供**するとともに、**他の医療機関の支援**も行いながら、医療や介護、障害福祉の**現場での多職種連携の支援**を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付け。
- 在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、**在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関**の中から位置付けることを想定。
- 在宅医療において積極的役割を担う医療機関は、目標を達成するため以下のいずれかの取組事項を行う。

(1) 目標

- ①在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ②多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ③災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- ④患者の家族等への支援を行うこと

(2) 目標達成に向けた取組事項

- ①医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ②在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ③臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ④災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ⑤地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ⑥入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（令和5年3月31日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）より一部抜粋

岩手県保健医療計画の作成

4 在宅医療に必要な連携を担う拠点

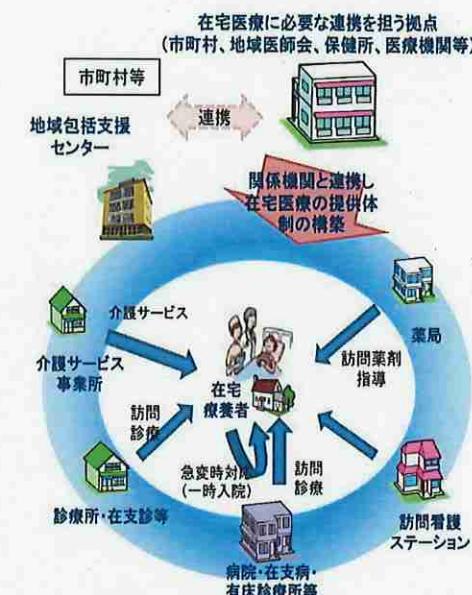
- 在宅医療の提供体制に求められる4つの医療機能（退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）の整備に向けて、各地域の実情に応じた連携主体となる市町村、又は地域医師会、保健所、医療機関等を、在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付ける。
- 在宅医療に必要な連携を担う拠点は、目標を達成するため以下のいずれかの取組事項を行う。

(1) 目標

- ①多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- ②在宅医療に関する人材育成を行うこと
- ③在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- ④災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

(2) 目標達成に向けた取組事項

- ①地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ②地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センター・障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと
- ③質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ④在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ⑤在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること



疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（令和5年3月31日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）より一部抜粋

岩手県保健医療計画の作成

7 次期保健医療計画における在宅医療に必要な連携を担う拠点の位置付けについて

(1) 背景

- ・ 2025年には団塊の世代が75歳以上になり、今後さらに高齢化が進行していくことから、在宅医療の需要増加が見込まれているところ。
- ・ 厚生労働省の推計では、訪問診療の必要量が2040年以降に全国的なピークを迎えるとされており、本県についても県内全域では2040年にピークを迎えるとされていることから、今後の需要増加に向けた対策を検討していくことが重要であること。

(2) 位置付けの考え方について

- ・ 市町村においては、既に在宅医療・介護連携推進事業を実施し、在宅医療の推進に向けて取組が進められてきたところ。
- ・ 次期保健医療計画における国の指針では、圏域内に少なくとも1つは拠点を位置付けることとされている。
狭い範囲でそれぞれの地域で行われている在宅医療の状況を踏まえ、多くの市町村を拠点として位置付けたいと考えており、拠点における目標達成に向けた取組事項（P3）のうち、いずれかの取組を実施している市町村について計画に位置付けたいと考えている。
- ・ 現時点では上記の体制が整っていない市町村においては、市町村内での調整を進めていただき、3年後の計画の中間見直し（R9）時点においては、県内全ての市町村で連携を担う拠点を少なくとも1つは計画に位置付けることを想定している。
- ・ 拠点の位置付けに当たっては、目標達成に向けた取組事項について、圏域毎に目指す姿と考えることから、1つの拠点で全ての取組事項を行う必要はなく、1つの拠点で目標等の一部を担う、又は、複数の拠点で役割分担する等の方法を想定していること。
なお、各圏域において現時点で全ての取組事項を達成している必要はないこと。また、位置づけられた拠点において、全ての取組事項を義務付けられるものではないこと。

岩手県保健医療計画の作成

7 次期保健医療計画における在宅医療に必要な連携を担う拠点の位置付けについて

(3) 計画への位置付けについて（案）

- 現在、各圏域の保健所を通じて、拠点の位置付けに係る調整を行っているが、次期保健医療計画が開始するR6.4月時点では、既に拠点としての機能の一部を担っている地域の関係者による会議（例：医療介護連携会議、在宅医療連携協議会等）を設置している市町村については、その会議体を市町村の意向を確認の上、基本的に拠点として計画に位置付けることとしてはどうか。